

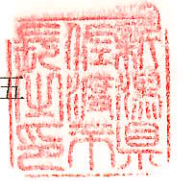
佐渡市公告第3号

令和7年3月31日公告第14号により公告した佐渡市地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに佐渡市に意見書を提出することができる。

令和8年3月13日

佐渡市長 渡辺 竜五



1 縦覧期間

自 令和8年3月13日

至 令和8年3月26日

2 縦覧場所

佐渡市農林水産部農業政策課 佐渡市千種232番地

3 意見書の提出方法

- (1) 意見書を提出できる者は、佐渡市地域計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書は別紙書式に住所、氏名及び意見内容を記入し、直接持参、郵送、電子メールにより佐渡市農業政策課まで提出するものとする。
- (3) 意見書の提出期限は、令和8年3月26日17時30分（必着）とする。
- (4) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

1 佐渡市地域計画の変更理由

佐渡市地域計画は、令和7年3月31日に策定されたが、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、佐渡市地域計画の変更を行うものである。

2 地域計画の変更内容

①「地域における農業の将来の在り方」のうち、「(1)地域計画の区域の状況」

- ・ 区域内の農用地等面積：12524.09ha（－262.56ha）
- ・ 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積：11259.11ha（－190.77ha）
- ・ 田の面積：9946.31ha（－150.22ha）
- ・ 畑の面積（果樹、茶等を含む）：2577.79ha（－112.34ha）

② 地域計画区域のうち、以下の集落の目標地図（担い手及び経営意向）の変更

- ・ 丸山・浜河内・多田
- ・ 村山・本郷

以上